

令和2年度（第6回）

串本町農業委員会定例会 会議録

令和2年9月10日（木）

第6回 串本町農業委員会 定例会 会議録

日 時 令和2年9月10日(木) 午後1時30分～
場 所 串本町文化センター2階 A会議室
招 集 者 串本町農業委員会会長 西 謙讓

議 事

- 議案第20号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による
利用権の設定について
議案第21号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第25号 串本農業振興地域における農用区域の除外について
議案第26号 串本農業振興地域における農用区域の除外について
議案第27号 串本農業振興地域における農用区域の除外について
議案第28号 串本農業振興地域における農用区域の除外について
議案第29号 串本農業振興地域における農用区域の除外について
議案第30号 串本農業振興地域における農用区域の除外について

出席委員

- | | | | | | | | |
|-----|------|-----|------|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 尾鷲壽夫 | 2番 | 小山喜行 | 3番 | 坂本渡 | 4番 | 芝崎憲年 |
| 5番 | 柴田明夫 | 6番 | 谷本昌平 | 7番 | 角是明 | 8番 | 中筋雄四郎 |
| 9番 | 中村省一 | 10番 | 西謙讓 | 11番 | 東地寧司 | 12番 | 福島雄一 |
| 13番 | 増本昌弘 | 14番 | 山下敏文 | 15番 | 宇井良子 | 16番 | 地當久男 |
| 17番 | 杉本百男 | 19番 | 堤和之 | 20番 | 深美剛一 | 21番 | 山崎啓司 |
| 22番 | 山田定男 | | | | | | |

欠席委員

- 18番 鈴木利朗

出席職員

- 事務局2名 濱地、岡内

議長	<p>(西会長挨拶)</p> <p>それでは、ただ今から令和2年度第6回の串本町農業委員会の定例会を開催いたします。</p> <p>本日欠席届の出ている方は、18番 鈴木委員です。</p> <p>それから署名委員には、5番 柴田委員、6番 谷本委員、お二方を指名いたします。どうかよろしく願いいたします。</p> <p>本日は議案がちょっと多いようなので、時間がかかるかと思いますが、進行についてどうかご協力のほどよろしく願いいたします。</p> <p>それでは早速、議案審議のほうに入りたいと思います。</p> <p>議案第20号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定について(別紙資料添付)、を議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは現地調査報告をよろしく願いいたします。</p>
坂本委員	<p>はい、3番 坂本です。</p>
議長	<p>はい、3番 坂本委員。</p>
坂本委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>議案第20号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p>

議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第20号は原案通り承認可決されました。</p> <p>続きまして、議案第21号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について、を議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	(議案書に従い説明)
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、現地調査報告をよろしくお願いいいたします。</p>
深美委員	はい、20番 深美です。
議長	はい、20番 深美委員。
深美委員	(現地調査報告)
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今の現地調査報告については、この申請理由の内容に合っていないのではというご意見もありました。深美委員さんは初めての現地調査ということで、この日に同時に立ち会った坂本委員にも意見を聞いてみたいと思います。それから、今の現場の写真も見ていただきたいと思います。</p> <p>では坂本委員、お願いします。</p>
坂本委員	(現地の状況を報告)
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方はございませんか。それから、今、回してもらった写真が〇〇番地の現状です。これも参考にご意見ををお願いします。</p>
小山委員	はい、2番 小山です。
議長	はい、2番 小山委員。
小山委員	木の生えた□□番地はもう農地では無いと思います。カヤの生えているだけの〇〇番地、これは却下としてはどうでしょうか。

議長	<p>非農地である証明はできないとのご意見です。他にございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>議案第21号、〇〇番地については2条申請を非承認とする。それから□□番地については、承認可決とする形で決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>それでは先ほどの説明のとおり処理いたします。よって議案第21号について、□□番地は承認、〇〇番地は非承認とします。事務局、よろしくお願ひします。</p> <p>続きまして、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、現地調査報告のほうをよろしくお願ひいたします。</p>
尾鷲委員	<p>1番、尾鷲。</p>
議長	<p>はい、1番 尾鷲委員。</p>
尾鷲委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>議案第22号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p>

	(異議無しの声)
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第22号は原案通り承認可決されました。</p> <p>続きまして、議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	(議案書に従い説明)
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査報告をよろしく願いいたします。</p>
角委員	はい、7番 角です。
議長	はい、7番 角委員。
角委員	(現地調査報告)
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>今の説明では、許可なしに事前に土砂を入れて埋め立てていたということで始末書を提出いただいたということでした。</p> <p>それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方はございませんか。</p>
小山委員	はい、2番。
議長	はい、2番 小山委員。
小山委員	貸す人と借りる人の関係は、夫婦ですか。
事務局	夫婦関係になっています。
議長	他にございませんか。
	(なしの声)

議長	<p>はい、無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>議案第23号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第23号は原案通り承認可決されました。</p> <p>続きまして、議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、現地調査報告をよろしくお願ひいたします。</p>
増本委員	<p>はい、13番 増本です。</p>
議長	<p>はい、13番 増本委員。</p>
増本委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>議案第24号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第24号は原案通り承認可決されました。</p> <p>続きまして、議案第25号 串本農業振興地域における農用地区域の除外について、を議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>

事務局	(議案書に従い説明)
議長	ありがとうございました。 続いて、現地調査報告をよろしく願いいたします。
柴田委員	5番、柴田です。
議長	はい、5番 柴田委員。
柴田委員	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございました。 それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方はございませんか。 これは、ゆくゆくは太陽光発電を設置することについての除外申請ということですが、除外された後に、太陽光発電の5条申請が出てくるかと思えます。質疑のある方ございませんか。
	(なしの声)
議長	はい、無いようですので、お諮りいたします。 議案第25号、原案通り承認することにご異議ございませんか。
	(異議無しの声)
議長	異議無しの声多数でございます。よって議案第25号は原案通り承認可決されました。 続きまして、議案第26号 串本農業振興地域における農用地区域の除外についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。
事務局	(議案書に従い説明)
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査報告をよろしく願いいたします。

柴田委員	同じく5番、柴田です。
議長	はい、5番 柴田委員。
柴田委員	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございました。 それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方はございませんか。
	(なしの声)
議長	はい、無いようですので、お諮りいたします。 議案第24号、原案通り承認することにご異議ございませんか。
角委員	はい、7番 角です。
議長	はい、7番 角委員。
角委員	この案件に限らず、太陽光の申請については、近隣住民の同意というものが不可欠と思うんですが、その辺りの話はどうなっていますか。
議長	事務局、説明をお願いします。
事務局	近隣住民への説明についてですが、串本町では住民課の環境グループの方でこの7月1日付けで条例を施行し義務付けがされています。出力50kw以上のものは県知事許可が必要となりますが、それ以下のものについては、町へ事前に届け出が必要となりました。その条例の中で、近隣住民への説明会を原則実施することが示されています。ただ、今はコロナウイルスの関係で人を集めて会議することが困難な状態です。そういった場合は、区長さんとの協議により、計画案内チラシの配布等で説明会の実施に代えるということは可能となっているようです。 本案件に係る事業につきましても7月1日以降での実施となるため、出力50kw以下の小規模な計画の場合は、事前に説明会等を開催し、町への届け出が必要となります。

議長	説明会は開催するだけで良いのか。仮に反対意見があった場合でも、説明会を開催したという実績があれば計画の実施は可能ということなのか。
事務局	住民同意が得られていない場合は、計画が実施できないことになります。
福島委員	はい。
議長	1 2 番 福島委員。
福島委員	これは、串本町の条例ですか。
事務局	条例です。7月1日から施行されています。
福島委員	50kw以下の太陽光発電については、全て届け出が必要になったということですか。
事務局	建物等の屋根に設置する場合は必要ありません。農地や山林等の地面に設置する計画について事前の届け出が必要となっています。
福島委員	会議の場合は、反対意見が上がることもあると思いますが、チラシの場合は一方的になると思います。それについては、こういった対応になっていますか。
事務局	環境グループの対応については、私からはっきりと申し上げることが出来かねますが、基本は住民同意が必要だと考えています。チラシを配布して終わりというのではなく、区長さん等に計画の説明を行い、何らかの形で同意を取っていただくことになると思います。その上で農業委員会に転用許可申請を提出してもらい、農業委員会への申請の時にも隣接農地があれば所有者の同意書の添付が必要となります。
福島委員	7月1日より前の計画については、どのように扱うのでしょうか。
事務局	計画の実施にあたり、事業者はFIT法という売電の許可があるんですが、経済産業省のその許可を事前を取っています。国の許可を得ているのでこれで問題無いという解釈をされている業者さんがいる可能性もあります。農業委員会への案件が出てきた時には、町の担当課へ協議があったか

事務局	確認しますが、7月1日以前にFIT法の許可を得ている分についてはどのように取り扱うか不明な部分があります。
福島委員	その部分が決まっていなかったら、この申請はまだ農業委員会には出ないということになりますか。
事務局	この除外申請については、7月1日以前に提出されています。その時点ではまだ条例化がされていませんでしたので、事業者はまず振興地の除外申請を行い、その後で農地法第5条の転用申請を行うというこれまでの流れで考えているかと思います。実際に転用申請が上がって来た場合に住民課との協議がされているかどうかの確認をさせていただきます。
福島委員	分かりました。
議長	農業委員会に申請を上げて来る時には、隣接農地の所有者の同意書をつけてもらっています。 それでは、17番 杉本委員。
杉本委員	今の件に関連して、条例の中で自然環境とか生活環境、防災面などでも問題があれば懸念されるということですが、この発電出力の50kw未満という、これもちょっと分かりにくいんですが、良い悪いの判断は、やはり地元がするものでしょうか。農業委員会が判断することでは無いと思うんですが、自然環境や防災についての判断はどいうった形になるんでしょうか。
事務局	計画に関する住民説明会につきましては、地元の方々が同意するかどうかを判断することになります。災害や環境破壊、汚水の問題等が発生した場合は、基本的には事業者が責任を持って対応することとなります。
杉本委員	今後、こういった太陽光発電の申請というのがもっと出てくると思いますので、農業委員会も勉強しておかなければならないと思います。
議長	新しく条例が出来たことを私は知りませんでした。もっと早く条例を作っていたら勉強する機会もあったかと思うんですが、農業委員会として関わる問題としては、事業に整合性があるか、違法性が無いか、あくまで農地法に則った部分について審議するものであり、防災や環境問

議長	題の部分まで全て審議するのは難しいと思います。
中筋委員	この条例については、7月の広報にも載っていましたね。
事務局	そうです。
議長	はい、他にご意見はございませんか。 (なしの声)
議長	はい、無いようですので、お諮りをいたします。 議案第26号、原案通り承認することにご異議ございませんか。 (異議無しの声)
議長	異議無しの声多数でございます。よって議案第26号は原案通り承認可決されました。 続きまして、議案第27号 申本農業振興地域における農用地区域の除外について、を議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございました。 それでは、現地調査報告を5番 柴田委員、引き続きお願いいたします。
柴田委員	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございました。 それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方はございませんか。 (なしの声)
議長	はい、無いようですので、お諮りいたします。 議案第27号、原案通り承認することにご異議ございませんか。

	(異議無しの声)
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第27号は原案通り承認可決されました。</p> <p>続きまして、議案第28号 申本農業振興地域における農用地区域の除外について、を議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	(議案書に従い説明)
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査報告をよろしく願いいたします。</p>
中筋委員	はい、8番 中筋です。
議長	はい、8番 中筋委員。
中筋委員	<p>先ほどの第26号議案で太陽光発電についての議論がありましたが、少し聞き取り辛くて、私はここでの議論の全ては理解できておりません。それを前提とし、話を聞いておりますと、農地そのものに係る転用、あるいは周辺地域、住民への影響について、これも同様に審議すべきかどうかその辺がちょっと分かりませんが、私が考えるには、農地そのものの転用について、農地でなくするののかというその部分に要点を置いて説明をさせていただきます。</p>
議長	はい、お願いします。
中筋委員	(現地調査報告)
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>今回は、振興地域からの除外ということで、中筋委員が話されたのは、転用申請の時の問題点であるかなと思います。それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>

議長	<p>はい、無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>議案第28号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第28号は原案通り承認可決されました。</p> <p>続きまして、議案第29号 申本農業振興地域における農用地区域の除外について、を議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査報告のほうをよろしくお願ひいたします。</p>
谷本委員	<p>はい、6番 谷本です。</p>
議長	<p>はい、6番 谷本委員。</p>
谷本委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それではですね、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、少し事務局の方からも補足説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。谷本委員さんからも説明がありましたが、こちらの〇〇地区の携帯電話の基地局の設置については、今年の7月10日に開催されました第4回農業委員会定例会の議案第12号で認定電気通信事業者の中継施設等の設置協議ということで協議を終えています。7月の10日時点で許可が出ているという状況で、書類の処理上の順番なのですが、除外については後からという形になってしまいました。原則としては除外してから転用という流れになりますが、本案件では一部転用の協議と除外申請を同時に行い、除外のほうの後から結果が出たという格好です。この認定電気通信事業者の中継施設等の設置協議については、対象農地が農業振興地域内の場合、今後もこういったケースが出てくるかと思われます。</p>

議長	<p>はい、他に質疑のある方はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、無いようですので、お諮りをいたします。</p> <p>議案第29号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第29号は原案通り承認可決されました。</p> <p>続きまして、議案第30号 申本農業振興地域における農用地区域の除外について、を議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査報告をよろしくお願いたします。</p>
堤委員	<p>はい、19番 堤です。</p>
議長	<p>はい、19番 堤委員。</p>
堤委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それではですね、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、無いようですので、お諮りをいたします。</p> <p>議案第30号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p>

議長	<p>異議無しの声多数でございます。議案第30号は原案通り承認可決されました。</p> <p>以上をもって、本日の議案審議を全て終了しました。比較的長時間となりましたが、ご苦労さまでした。</p> <p>それでは事務局、何かありますか。</p>
事務局	<p>(農地パトロールの内容について説明)</p>
議長	<p>それでは、これで定例会を終わります。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">午後2時32分 定例会終了</p>